

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和8年1月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。))を都道府県と共同して構築している。</p> <p>本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ※申請・届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能により受領する。</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、事務の一部を委任する機関に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)住民基本台帳ネットワークシステム(※)中間サーバ統合宛名連携システム宛名管理システムダウンリカバリーシステム証明書コンビニ交付システムサービス検索・電子申請機能申請管理システム <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル (4)証明書発行情報ファイル	
3. 個人番号の利用	

法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢>
		1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8項(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (情報提供の根拠) <p>同命令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項</p> <p>(情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	生活環境文化部 市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市 総務部 総務課 0766-20-1242
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		人為的ミスが発生するリスクに対し次のような対策を講じているため ・海外からの転入者について住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守し、付番誤りをしないよう徹底する。 ・申請時来庁方式によりマイナンバーカードを送付する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担白銀 嘉明	生活環境部 市民課 窪田 光彦	市民生活部 市民課 窪田 光彦	事前	
平成29年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	記載なし	(4)証明書発行情報ファイルの追加	事後	見直しによる
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担窪田 光彦	窪田 光彦	山本 美由紀	事後	平成28年4月1日付人事異動による
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの富山県高岡市広小路7番50号	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号	事後	平成29年4月1日付組織改編による
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担山本 美由紀	山本 美由紀	市民課長	事後	平成30年5月21日付特定個人情報評価に関する規則の一
平成30年5月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの富山県高岡市広小路7番50号	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号	事後	平成30年4月1日付組織改編による
平成31年4月25日	IVリスク対策		項目を新たに追加	事後	平成31年1月1日付特定個人情報評価に関する規則の一
平成31年4月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	2015/7/1	2019/4/30	事後	見直しによる
令和2年6月1日	I -3法令上の根拠	(平成25年5月31日法律第28号施行時点)	削除	事後	番号整備法施行及び見直しによる
令和2年6月1日	I -4②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう	事後	法改正による
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法改正による
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの富山県高岡市広小路7番50号	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号	事後	組織改編による
令和4年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	市民生活部 市民課	生活環境文化部 市民課	事後	組織改編による
令和4年12月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号	事後	組織改編による
令和4年12月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの富山県高岡市広小路7番50号	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号	事後	組織改編による
令和4年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務	略	「①サービス検索・電子申請機能での転出届の受領を行う」を追記	事前	法改正(ぴったりサービス利用開始)に伴う変更
令和4年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	2021/9/1	2022/12/1	事後	見直しによる
令和5年3月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務	①サービス検索・電子申請機能での転出届の受領を行う	※申請・届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能により受領する。	事後	ぴったりサービスにおける申請管理システム導入に伴う変更
令和5年3月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	2022/12/1	2023/3/20	事後	見直しによる
令和6年5月27日	I 関連情報 情報提供 ネットワークシステムによる情報報連携・法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及	・番号法第19条第8項(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するため	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	2023/3/20	2024/5/27	事後	見直しによる
令和7年1月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務	略	以下を追加 3. 中間サーバ	事後	見直しによる
令和7年1月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	2024/5/27	2025/1/9	事前	見直しによる
令和7年1月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		項目を新たに追加	事後	令和6年10月1日付特定個人情報評価に関する規則の一部改正による
令和7年1月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目を新たに追加	事後	令和6年10月1日付特定個人情報評価に関する規則の一部改正による
令和7年10月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	高岡市 未来政策部 情報政策課	高岡市 市長政策部 情報政策課	事後	組織改編による
令和7年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いづれ時点の計数か	令和7年1月9日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	見直しによる
令和7年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年1月9日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	見直しによる